

EU における ESG 関連規制の施行（2023～2024 年）

2024 年 5 月 24 日

環境法プラクティスチーム
弁護士 猿倉健司
弁護士 加藤浩太

<目次>

1. EU「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」
 - (1) 適用対象企業の範囲
 - (2) 規制の内容
 - (3) 罰則等
2. EU「企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）」
 - (1) 適用対象企業の範囲
 - (2) 規制の内容
 - (3) 罰則等
3. その他の海外規制
4. 日本における環境 DD・開示

昨今、日本国外においても ESG 関連の規制の制定が相次いでいるところ、海外で事業を行う企業はかかる規制の直接の適用対象となり、また、直接の適用を受けない企業も、取引先が海外規制の適用対象企業である場合には、間接的に影響を受けることがあるため注意が必要となります。

以下では、EU における ESG 関連規制として近時制定されたものについて、簡単にご紹介します。

なお、国内の ESG 関連規制（環境規制）については、以下を参照してください。

- 猿倉健司「[環境汚染・廃棄物規制とビジネス上の盲点](#)」（牛島総合法律事務所 特集記事、2023 年 6 月 15 日）
- 猿倉健司「[環境リスクと企業のサステナビリティ（SDGs・ESG）](#)」（牛島総合法律事務所 特集記事、2022 年 3 月 29 日）

1. EU「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」（※）

EU が制定した「企業サステナビリティ報告指令」（Corporate Sustainability Reporting Directive（CSRD））が、2023 年 1 月 5 日より発効しています。

CSRD とは、概要、適用対象企業に対してサステナビリティ事項（sustainability matters）の開示等を求めるものです。また、サステナビリティ事項とは、環境、社会、人権、ガバナンス等を含む概念です（CSRD1 条 1（2）（b））。

※EUR-Lex「[Corporate Sustainability Reporting Directive](#)」

(1) 適用対象企業の範囲

CSRD の適用対象となる企業は、段階的に拡大され、最終的には EU の域外適用となる企業を含めて約 5 万社になると見込まれています。具体的には、以下のとおりに順次適用範囲が拡大されていく予定となっています。

- ① 2024 年会計年度から「非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令」（Non-Financial Reporting Directive (NFRD)）の対象企業（従業員 500 人以上の公益事業体及び従業員 500 人以上の大規模グループの親会社である企業）が開示義務を負います。
- ② 2025 年会計年度から NFRD 適用外の大規模企業（※1）が義務を負います。
- ③ 2026 年企業会計年度から EU 域内で上場する中小企業等（※2）が義務を負います。
- ④ 2028 年会計年度から一定の要件を満たす EU 域外企業（※3）が義務を負います。

※1 「大規模企業」とは、(i) 総資産が 2000 万ユーロ以上、(ii) 純売上高が 4000 万ユーロ以上、(iii) 従業員数が 250 人以上という基準のいずれか 2 つを満たす企業をいいます。

※2 「中小企業」とは、(i) 総資産が 2000 万ユーロ、(ii) 純売上高が 4000 万ユーロ、(iii) 従業員数が 250 人という基準の 2 つを超えない企業をいいます。

※3 ④の対象となる EU 域外企業とは、EU 域内の連結売上高が 2 会計年度連続して 1 億 5000 万ユーロを超え、かつ EU 域内における子会社が規模企業若しくは上場企業に該当すること、又は EU における支店の EU 域内の直近会計年度における売上高が 4000 万ユーロを超える企業をいいます。

(2) 規制の内容

CSRD において開示が求められる事項は、「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」によって別途定められることとされており（CSRD1 条（8））、ESRS は、横断的基準（cross-cutting 基準）と環境、社会、ガバナンスに関するトピック別基準を定めています。環境に関しては、気候変動、水と海洋資源、資源利用・サーキュラーエコノミー、汚染、生物多様性等のトピックについて開示することとされています（ESRS E1～E5）。

また、CSRD では、ダブルマテリアリティの原則が採用されており、対象企業は、サステナビリティ事項が企業の業績の推移や状況（財務的マテリアリティ）に与える影響のみならず、企業活動がサステナビリティ事項（環境・社会マテリアリティ）に与える影響についても開示する必要があります。

(3) 罰則等

CSRD に違反に違反した場合の罰則は、個々の加盟国の国内法によって決定されます。例えば、フランスでは、CSRD に違反した企業の取締役に対し、最高 7 万 5000 ユーロの罰金及び最高 5 年の懲役が科される可能性があります。

2. EU「企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）」（※）

また、EU では「企業サステナビリティデューデリジェンス指令」（Corporate Sustainability Due Diligence amending Directive (CSDDD)）が制定されています。具体的には、人権や環境に関するリスクを特定して是正するデューデリジェンスを企業に義務付けるものであり、方針の策定や負の影響の特定と防止・軽減、「苦情処理メカニズム」の構築等のデューデリジェンスのプロセスを詳細に規定した内容となっています。CSDDD は、2023 年 12 月 14 日、欧州議会及び理事会がその内容について暫定合意をし、2024 年 3 月 15 日開催の EU 理事会においてその修正案が採択され、同年 4 月 24 日に欧州議会によって最終的に採択されました。

※ Council of the European Union 「[Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive](#)」

(1) 適用対象企業の範囲

EU 域内の企業のうち、以下の①ないし③のいずれかに該当する企業は CSDDD の適用対象となります（CSDDD 2 条 1 項）。

- ① 従業員数が 1000 名以上で、全世界での純売上高が 4 億 5000 万ユーロを超える企業
- ② 連結ベースで①に達したグループの最終親会社
- ③ EU 域内でフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社であり、EU 域内のロイヤリティが 2250 万ユーロを超え、かつ当該企業またはグループの全世界の純売上高が 8000 万ユーロを超える企業

また、EU 域外の企業であっても、以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には CSDDD の適用対象となります（CSDDD 2 条 2 項）。

- ① EU 域内での純売上高が 4 億 5000 万ユーロを超える企業
- ② 連結ベースで①に達したグループの最終親会社
- ③ EU 域内でのフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社であり、EU 域内のロイヤリティが 2250 万ユーロを超え、かつ当該企業またはグループの EU 域内における純売上高が 8000 万ユーロを超える企業

CSDDD は、以下のとおり、段階的に適用されていく予定です。

- ① 2027 年からは、従業員 5000 人以上、全世界での純売上高が 15 億ユーロを超える企業
- ② 2028 年からは、従業員 3000 人以上、全世界での純売上高が 9 億ユーロを超える企業
- ③ 2029 年からは、すべての CSDDD 対象企業（従業員 1000 人以上、全世界での純売上高が 4 億 5000 万ユーロを超える企業を含む。）

(2) 規制の内容

対象企業は、以下の①ないし⑦について対応をする必要があります（CSDDD 4 条）。

- ① デューデリジェンスを企業の方針の中に取り込むこと（CSDDD 5 条）
- ② 人権および環境に関する実際のまたは潜在的な負の影響を特定すること（CSDDD 6 条）
- ③ 潜在的な負の影響を防止または軽減すること、および実際の負の影響を是正すること（CSDDD 7 条）
- ④ 実際の負の影響なくし、または最小化すること（CSDDD 8 条）
- ⑤ 苦情に関する制度を策定し、これを維持すること（CSDDD 9 条）
- ⑥ デューデリジェンスに関する方針と各措置の有効性についてモニタリングすること（CSDDD 10 条）
- ⑦ デューデリジェンスの取組状況について公表すること（CSDDD 11 条）

なお、今後、欧州委員会がガイドラインを作成する予定であり（CSDDD 13 条）、また、CSDDD の発効から 30 か月以内にモデル契約条項に関するガイダンスを採択するとされています（CSDDD 12 条）。いずれも実務において参考になるものと考えられるため、今後の動向を注視する必要があります。

(3) 罰則等

CSDDD に違反に違反した場合の具体的な罰則の内容は加盟国の国内法で整備されますが、上記規制に反した企業は、同企業の全世界の年間純売上高の 5% を上限とする制裁金が科される可能性があるため注意が必要です（CSDDD 20 条 3 項）。

3. その他の海外規制

なお、2024 年 3 月 4 日、EU 理事会及び欧州議会が、欧州委員会により提案されていた包装及び包装廃棄物規則案につき暫定的な政治合意に達したとのプレスリリースが発表され、同月 15 日に合意法案が公開されました（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC）。

この点は、猿倉健司・堀田稜人「[EU の包装および包装廃棄物規則 2024 年合意案について](#)」（牛島総合法律事務所ニュースレター、2024 年 4 月 17 日）を参照してください。

4. 日本における環境 DD・開示

上記はいずれも、EU 域内の企業だけでなく EU 域内の売上高が一定規模以上の域外企業も対象になることから、日本企業も対応が必要となる場合があります。

また、日本企業自体が対象企業に該当しない場合であっても、取引先が対象企業である場合には、上記各事項の取り組み状況等の確認を求められることがあります。

サステナビリティ開示をはじめとする ESG 規制については、近年国内外において様々な発効・改正が相次いでいることから、注意が必要です。特に海外の規制にあたっては、海外の法律事務所と提携している法律事務所に、適宜規制内容・対応のアップデートを依頼することも考えられます。

なお、日本においても、①有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の充実を求める開示府令等の改正、②金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループが日本におけるサステナビリティ開示基準の策定に関する報告書を発表、③サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が（i）サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用（案）」、（ii）サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第一号「一般開示基準（案）」、（iii）同第二号「気候関連開示基準（案）」を公開し、意見募集を開始する、等の動向がみられます。

以上

ニュースレターの配信登録は[こちら](#)です。
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>